

「子どもの権利」について分かりましたか。

この世界に生まれてきたときから、あなたはかけがえのない大切な存在です。

もし、大切なあなたの権利が大切にされていないと思ったら、家族や先生、友達に相談してみましょう。

周りの人に相談しにくいことは、子どもの権利相談室「**こころの鈴**」に相談してみてください。

子どもの権利相談室「こころの鈴」

あなたが悲しい気持ちになったとき、困ったとき、誰かに話を聞いてほしいときは、「**こころの鈴**」に相談してください。
秘密は、絶対に守ります。

●対応時間 月～木・土曜日 午後1時から6時
金曜日 午後1時から8時

●方法 電 話 0120-200-195 (無料)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
面 接 松本市役所大手事務所2階



すずちゃん

令和8年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ3
令和8年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市こども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター
問い合わせ 松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当
住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

あかるいみらい



____年 ____組

名前 _____

はじめに…

松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という子どものためのルールがあります。みんなが幸せに生きるためのルールです。

「子どもの権利」は、すべての子どもが安心して学び、自分らしく成長するために守られる大切な約束です。勉強すること、友達と遊ぶこと、自分の考えを伝えること、休んで心と体を守ることは、だれもが持つ権利です。もし、つらいことや苦しいことがあれば、一人でがまんする必要はありません。家族や先生、周りの大人に相談してください。あなたの命も心も、かけがえのない大切なものです。

日常生活の中でどんな権利が守られているのか、それがなぜ大切なのか一緒に考えてみましょう。

松本市では次の4つの子どもの権利を大切にしています

- 1 主体的に成長する権利
子どもには、自分が大切だと実感しながら、主体的に成長する権利があります。
- 2 安心して生きる権利
子どもには、差別やいじめ、虐待から守られ、心も体も安心して生きる権利があります。
- 3 自分らしく生きる権利（自分の考えを表す権利）
子どもには、自分の考えが受け止められ、自分らしく生きる権利があります。
- 4 社会に参加する権利（学び・遊び・参加する権利）
子どもには、遊びや学びをとおして仲間をつくり、意見を言い、必要な情報を得て、社会に参加する権利があります。

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

松本市が大切にしている4つの子どもの権利について考えてみよう!

今自分が持つ権利として“守られている”と思うものに✓をしてみよう

1 主体的に成長する権利

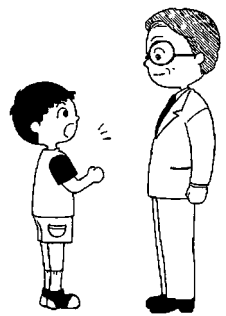
- ☐ 学校のルールを話し合い、自分たちで^{ていあん}提案することができる
- ☐ 将来は〇〇になりたいから、進学先を自分で調べることができる
- ☐ 友だちと違う^{しゅみ}趣味でも、それを^{そんちよう}尊重してもらうことができる
- ☐ チャレンジしたいことをチャレンジできる

2 安心して生きる権利

- ☐ 「悲しい」「怒っている」「困っている」という気持ちを、先生や友だちに伝え、聞いてもらえる
- ☐ 体調が悪くなったとき、保健室の先生に診てもらえたり、病院に行けたりする
- ☐ 毎日ご飯が食べられて、お風呂に入って、寝ることができる
- ☐ 嫌なことがあったら、助けを求めたり、守ってもらったりすることができる

3 自分らしく生きる権利

- ☐ 服の好み、性格など、自分のスタイルを大事にできる
- ☐ 趣味や好きなことをして楽しむ
- ☐ 自分の気持ちや考えを大切にして、自分らしく過ごせる
- ☐ まわりとちがっても、そのままの自分でいいと思える



4 社会に参加する権利

- ☐ 校則や学校行事について「こうした方がいい」と意見を伝えたり、話し合いに参加したりできる
- ☐ 自分の考えや社会に伝えたいことを、発表したり、作品にして伝えたりすることができる
- ☐ 地元のイベントや清掃活動など、地域にかかわる活動ができる

困っていること、悩んでいることがあれば家族や先生、友達に相談をしましょう。

周りの人に言いにくい時は、^{すず}こころの鈴の人に話してみよう。

詳しくは次のページをご覧ください

かんがえてみましょう

みんなで学ぶクラスの中で「授業中でも、^{さわ}騒ぎたいから^{さわ}騒ぐ」権利はあるのでしょうか。



いろんな立場の、それぞれの権利について考えてみよう



かんがえ自分の考え

あなたは次のようなことをしていませんか？

- ☐ 友だちをいじめたり、差別したりしていませんか？
- ☐ 他人に暴力や暴言をしていませんか？

かんがえ友だちの考え

これは絶対にやってはいけないことです。
みんなが安心して生きられるように一人ひとりの権利を大切にしていきましょう。